

平成 27 年(行)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外 109 名

被告ら 国

2017 年(平成 29 年)3 月 6 日

長崎地方裁判所 御中

原告ら第 7 準備書面の要旨

原告ら訴訟代理人 弁護士 田 籠 亮 博

第 1 はじめに

原告ら代理人の田籠です。私からは、原告ら第 7 準備書面の要旨を陳述させていただきます。この準備書面は「治水の必要性」に関するものです。

第 2 原告ら第 7 準備書面の要旨

1 私達は、この裁判で一貫して計画規模・基本高水の設定・治水方法（ダムかそれ以外の代替案か）について、長崎県がダムを造るために恣意的に数字等を操作していると訴えてきました。そして、これまでのやり取りを経てそのことが明白になったと考えています。

2 まず、計画規模についてです。計画規模については、これまで長崎県の評価指数が他県や一般的基準からかけ離れていること、氾濫面積を計算するにあたり治水計画が立てられた平成 17 年ではなく大昔の昭和 50 年の河道を元に計算していることなどを指摘してきました。もちろんこれらは大きな問題です。

しかし、今回申し上げたいのは計画規模の変遷についてです。前回、被告から川棚川における計画規模の変遷が明らかにされました。それによると、川棚川の計画規模はもともと 1 / 30 であったものが、石木ダム事業の話がでてきた昭和 50 年に突如 1 / 100 に変更されています。これは、原告がこれまで主張していたとおり、「1 / 100 にしなければ石木ダムが作れなかった」からと言えます。私達が、第 5 準備書面で指摘した長崎県の 1 級河川である本明川についてもダム計画が持ち上がった平成 3 年に突如計画規模が 1 / 80 から 1 / 100 に変更されています。長崎県の計画規模は、なぜか、ダム計画が持ち上がったとたん変わってしまうのです。長崎県の恣意性は明らかと言えます。

3 次に、基本高水についてです。基本高水について一番の問題は、降雨強度の検討をしていない点にあります。降雨強度とは「雨の強さ」です。雨が短時間に集中して降ればその分瞬間的に流れる水の量は増加します。したがって、雨が短時間に集中して降る確立についても検討が不可欠です。

長崎県は基本高水を出すために9つの降雨パターンを検討しました。そのうち、石木ダム無しで流下できないのはわずか1パターンのみでした。しかも、そのパターンは1時間雨量が極めて突出したパターンです。

長崎県は3時間で降雨強度を検討しているから1時間で降雨強度を検討する必要はないと言います。しかし、該当するパターンで雨量が突出しているのは3時間ではなく、1時間です。従って、1時間に突出して集中して降る確率がどの程度あるか（降雨強度）を検討すべきなのは明らかです。長崎県がこれをしていないのは、1時間の降雨確率を検討すると1/100と大きくかけ離れてしまうためと思われる。

4 また、長崎県の検討では、仮に100年に1度の雨が降れば、山道橋まで流れてくる前に上流で水があふれることを考慮していない点も問題です。下流をいくら1/100に整備しても上流は1/30の計画規模なのでから100年に1度の雨が降れば当然上流であふれます。したがって、下流まで流れてくる水は少なくなるのです。長崎県が計算する1400 m³/秒にはなりません。この点を長崎県が見落としているとは思えないのであえて計算にいれていないのでしょう。

5 最後に、石木ダムがなくても100年に1度の雨がふっても現実に流せます。長崎県が言っているのは、余裕が欲しいということです。余裕のために地権者らの住み慣れた土地・家を奪おうというのです。地権者らが反対するのをもっともだと思います。

余裕高が必要だとしても、実際に余裕高が足りないのはわずかな区間でしかないのです、堤防の嵩上げや、掘削工事で対応が可能です。石木ダムがなくとも、わずかな工事で対応可能なのです。

第3 以上のとおり、長崎県は、数字を恣意的に操作してダムの必要性を作り上げてきました。しかし、やはり必要ないものは必要ないのです。これまでの主張のやり取りでそのことが明らかになっていると思います。

以上が、原告ら第6準備書面の要旨です。

以上